

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

一〇六 (略)

七 理学療法又は作業療法の施設基準

イ 理学療法又は作業療法の施設基準

イ 理学療法又は作業療法の施設基準

- (1) 理学療法及び作業療法を担当する医師が適切に配置されていること。
- (2) 理学療法士及び作業療法士が適切に配置されていること。
- (3) 患者数が、理学療法については理学療法士を含む従事者の、作業療法については作業療法士を含む従事者のそれぞれの数に対し適切なものであること。
- (4) 理学療法及び作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
- (5) 理学療法及び作業療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
- (6) 適切な看護体制が整備されていること。

ロ 理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準

- (1) 理学療法士が適切に配置されていること。
- (2) 患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

現 行

一〇六 (略)

七 理学療法又は作業療法の施設基準

イ 理学療法(I)を算定すべき理学療法又は作業療法(I)を算定すべき作業療法の施設基準

- (1) 理学療法及び作業療法を担当する医師が適切に配置されていること。
- (2) 理学療法士及び作業療法士が適切に配置されていること。
- (3) 患者数が、理学療法については理学療法士を含む従事者の、作業療法については作業療法士を含む従事者のそれぞれの数に対し適切なものであること。
- (4) 理学療法及び作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
- (5) 理学療法及び作業療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
- (6) 適切な看護体制が整備されていること。

ロ 理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準

- (1) 理学療法士が適切に配置されていること。
- (2) 患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

と。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準

(1) 作業療法士が適切に配置されていること。

(2) 患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

と。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

ハ 作業療法(I)を算定すべき作業療法の施設基準

(1) 作業療法士が適切に配置されていること。

(2) 患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

と。

二 理学療法(II)を算定すべき理学療法の施設基準

(1) 理学療法士が配置されていること。

(2) 患者数が従事者の数に対し適切なものであること。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

と。

二 理学療法(II)を算定すべき理学療法の施設基準

(1) 理学療法士が配置されていること。

(2) 患者数が従事者の数に対し適切なものであること。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

と。

八 言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ 言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該療法を行うにつき必要な専用施設を有していること。

ニ 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

九 リハビリテーションマネジメントの基準

- イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者とのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- ロ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行つているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。
- ハ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

+ 精神科作業療法の施設基準

- イ 作業療法士が適切に配置されていること。
- ロ 患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。
- ハ 当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

九 精神科作業療法の施設基準

- イ 作業療法士が適切に配置されていること。
- ロ 患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。
- ハ 当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。